

3.5 事前調査結果の札幌市への報告

関係規程：法第18条の15第6項 / 法施行規則第16条の11第1～4項 / 国マニュアル「2.2.7」、「4.3.7」

一定規模の解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、事前調査結果を札幌市へ報告する必要があります。



報告対象 ※1 ※2	①作業対象となる床面積が合計80m ² 以上の建築物の解体工事 ②作業に係る請負代金※3が合計100万円以上の建築物の改修工事 ③請負代金※3が合計100万円以上の工作物※4の解体・改修工事	
報告方法	原則、国の「石綿事前調査結果報告システム」を通じて報告します。 ただし、システムの使用が困難な場合は、法施行規則の「様式第3の4」を使用して報告します※5。	
報告期限	事前調査後に速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前まで）	
報告事項	●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	※10
	●事前調査を終了した年月日	
	●解体等工事の場所	
	●解体等工事の名称及び概要	
	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日※6	
	●特定粉じん排出等作業の開始時期※7	
	●解体等工事の実施の期間	
	●建築物の解体作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	
	●設計図書等に記載されている設置年月日により明らかにアスベスト非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称※8	
	●解体等工事に係る建築物等の概要	
	●分析調査による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
	●建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計額	
	●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類※9	
	●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	

- ※1 石綿障害予防規則では、「船舶（総トン数20トン以上の船舶に限る。）の解体・改修工事」も報告対象となります。詳細は労働基準監督署に確認ください。
- ※2 建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、次のア又はイのいずれか1つでも該当する場合には報告を行う必要があります（報告自体は、工事全体をまとめた報告で差し支えありません）。
 - ア 建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 m² 以上である場合
 - イ 建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負代金の額が 100 万円 以上である場合
- ※3 材料費を含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まず、消費税を含む額になります（令和2年11月30日付施行通知）。また、自主施工者が施工する場合は、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額を指します。
- ※4 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める次の工作物（特定工作物）に限ります（令和2年環境省告示第77号、令和5年6月環境省告示第48号）。

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）
- ※5 システムを利用せずに報告を行う場合、大気汚染防止法に基づく届出のほかに、別途、石綿障害予防規則に基づく届出を所管の労働基準監督署に提出する必要があります。
- ※6 設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンがある場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、その「建築材料を設置した年月日」の報告も必要です。
- ※7 特定工事に該当しない解体等工事（アスベスト含有建材が一切ない工事）の場合は、この事項の報告は不要です。
- ※8 工作物の事前調査については、令和8年1月1日以降に報告が必要となります。
- ※9 解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行います。
- ※10 建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、これらの事項の報告は不要です。

石綿事前調査結果報告システムの使用法等

事前調査結果は、下記URLから「石綿事前調査結果報告システム」にアクセスし、システムを通じて報告してください。なお、システムを利用するためには、事前に国の行政サービス共通認証システム「gBizID」への登録が必要となります。

●石綿事前調査結果報告システム



<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムの利用方法の概要については、次ページで紹介する厚生労働省YouTubeチャンネルを参照ください。

※システムに関するお問い合わせは、ヘルプデスク(システム内のお問い合わせ画面)から行うことができます。

●gBizID 登録サイト



<https://gbiz-id.go.jp>

<システム画面イメージ>

●石綿事前調査結果報告システム 動画マニュアル(厚生労働省YouTubeチャンネル)



<再生リスト>



<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhMNnKAReBBnRgMkE4C6AVy>

○ご説明動画(1/4)	・ システムへのログイン ①元請事業者の入力
○ご説明動画(2/4)	②請負事業者の入力 ③事前調査結果の入力
○ご説明動画(3/4)	④申請内容の確認 ⑤登録完了
○ご説明動画(4/4)	・ 登録済み申請情報の検索・変更

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
市長 殿報告者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者
の氏名電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	〒 ー		
解体等工事の場所	〒 ー		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の 開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	年 月 日		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² 階数（地上 階、地下 階） その他工作物		
解体の作業の対象となる床 面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名 講習実施機関の 名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称			

※ 本報告は原則、石綿事前調査結果報告システムを用いて行います。

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ③分析 ⑤建築材料の製造年月日	②設計図書等（④を除く。） ④建築材料製造者による証明			
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同程度の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。